|  |
| --- |
| ●各種助成金制度　　～青少年健全育成～　② |
| 助成制度名称 | “広がれ、元気っこ活動”～児童・少年の健全育成助成～ |
| 助成実施主体 | ニッセイ財団 （[www.nihonseimei-zaidan.or.jp/](http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/)）大阪市中央区今橋３丁目１番７号　日本生命今橋ビル４階TEL：06-6204-4014FAX：06-6204-0120 |
| 助成対象団体 | 児童・少年の健全育成に取り組む民間の団体・グループ１．申請時点で設立後１年以上の活動実績があり、常時１０人以上の会員規模の団体２．構成員の半数以上が１８歳未満の児童・少年である団体（子育て支援、療育支援、フリースクールの活動はこの要件の適用なし）３．少なくとも月１回以上の子ども達の定例活動日を定め、継続して運営している団体４．活動の一環として、地域住民との交流機会やボランティア活動等を実践している団体５．助成により購入した物品を直接・継続的に活用し、管理しうる団体 |
| 助成対象事業 | “元気っこ活動”（子どもたち自身が主人公となって行う、自然体験・生活体験活動、仲間づくりや文化の伝承活動等）や“地域の子育て支援活動”を定期的且つ日常的に継続して取り組んでいる事業。分野1：自然と親しむ活動、分野2：異年齢・異世代交流活動、分野3：子育て支援活動、分野4：療育支援活動、分野5：フリースクール活動 |
| 助成金額 | １団体　30万円から60万円（物品購入資金助成）（60万円を超える物品購入を希望される場合は、総額に占める申請額の割合が６割相当額以上であることが必要） |
| 募集期間 | 平成2８年11月30日（水）必着※県へ申請→県の推薦書添付→県から財団へ |
| 備　考 | ※平成２９年度募集内容で記載【交付決定】選考委員会で審査の後、平成2９年4月末までに通知する。（財団ホームページに掲載）【助成金の交付】決定通知後8月末までに物品購入のこと　物品の納品が完了し、所定の報告手続きが完了した時点で振込 |